

「心身障がい者福祉」

■障がい福祉サービス

障がいの自立した生活を支援します。

●内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの居宅生活や障がい者支援施設などへの入所・通所の支援

●条件 身体・知的・精神障がい者(児)・難病等で支援が必要な方

※障害支援区分認定が必要になります。

●料金 世帯の町民税課税状況に応じた負担と食費などの実費負担

■補装具費支給事業

障がいの者(児)の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

●内容 必要な補装具費を支給

●条件 身体障害者手帳所有者または難病等で、障がいにより必要な方

●料金 原則経費の1割負担

※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

■地域生活支援事業

障がいの者(児)の地域での自立した生活を支援します。

●内容 障害者相談支援事業(無料)、日中一時支援事業、移動支援事業(特別支援学校への通学支援含む)、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など。

●条件 身体・知的・精神障がい者(児)または難病等で支援が必要な方

●料金 原則経費の1割負担

※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

■人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

●条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方

●内容 心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用不可。

●給付 自宅から医療機関までの往復距離により

・20⁺未満 3000円/月

・20⁺以上30⁺未満

・30⁺以上 5000円/月

●条件 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾病を有する方で、一定所得未満の方

●給付 医療保険の個人負担分の一部を給付(課税・収入状況などに応じて給付額が異なります)。

■自立支援医療費支給事業(更生医療・育成医療・精神通院医療)

自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。

●条件 身体・知的・精神障がい者(児)または難病等で支援が必要な方

●料金 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担

●心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

タクシ一等利用券を交付します。ただし、補聴器の種類ごとに助成上限があります。

●条件 身体障害者手帳1〜3級の方(ただし、下肢機能障害は1〜4級の方)

●内容 療育手帳A、Bの方

●条件 精神障害者保健福祉手帳1〜2級の方

●人工透析患者通院交通費助成事業

●条件 身体・知的・精神障がい者(児)または難病等で支援が必要な方

●料金 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担

●心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用不可。

●給付 自宅から医療機関までの往復距離により

●条件 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾病を有する方で、一定所得未満の方

●給付 医療保険の個人負担分の一部を給付(課税・収入状況などに応じて給付額が異なります)。

■在宅酸素療法者支援事業

医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

●給付 呼吸器機能障害により身体障害者手帳3、4級を所有している方は月額1600円。その他の方は月額800円。



安心して生活するためにぜひご利用ください!